

## 民生委員・児童委員は、 「地域の身近な支援者です！」

私たち民生委員・児童委員、主任児童委員は、法律により「守秘義務」が定められていますので、安心してご相談ください。

- 民生委員・児童委員は、国の法律に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けています。
- 地域の一住民として、高齢者や障害のある方、子育て中の家庭、生活に困っている家庭など、福祉的な支援が必要なときに相談に応じ、行政をはじめとする支援やサービスへのつなぎ役です。
- すべての民生委員は、児童委員を兼ねています。
  - 地域の子どもが元気に安心して生活できるように…
  - 保護者のみなさんが子育てで不安を感じたときに相談できるように…と地域の子どもと子育て家庭を支えます。
- 主任児童委員は、児童委員と連携しながら、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当し、児童福祉関係機関、学校、児童健全育成にかかわる団体などとの連絡調整のパイプ役として、子どもに対する支援活動を行います。

### お問い合わせ先

お住まいの民生委員・児童委員を知りたい場合は、お問い合わせください。

#### 大井町民生委員児童委員協議会

〒258-0019 足柄上郡大井町金子1964-1 介護福祉課

電話：0465(83)8011 ファクシミリ：0465(83)8016